

所得拡大促進税制の創設

1. 概要

平成25年度税制改正において雇用促進税制が新規創設されました(平成25年3月29日可決成立)。給与等支給額を増加させた場合には、増加額について10%の税額控除を受けることが出来る制度です。

2. 内容

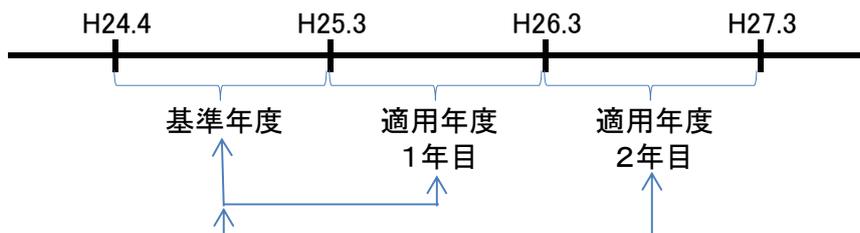
項目	措置内容
適用期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日までに開始する各事業年度
適用対象者	青色申告書を提出する事業主
適用要件	国内雇用者※1に支給する給与等の増加額※2が基準雇用者給与等支給額※3に対する割合が5%以上である場合に、一定の条件を満たすときは、その給与等の増加額の10%の税額控除ができる。ただし、控除税額は、当期の法人税額の10%(中小企業者等については20%)を限度とする。一定の条件を満たすときは、次の①及び②の要件を満たす場合をいう。 ①雇用者給与等支給額※4が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと ②平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと
控除額	給与等増加額の10%の税額控除 (当期の法人税額の10%(中小企業にあつては20%)を限度)

※1 国内雇用者とは、法人の使用人(法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く)のうち法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者

※2 給与等の増加額とは、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額

※3 基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度(基準事業年度)の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額

図表



※4 雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額

3. 雇用促進税制の拡張

- ①税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり40万円(現行20万円)に引き上げる。
- ②適用要件のうち基準雇用者数等の計算における前期末の雇用者から適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除外する。(参照：<http://www.yoshiizaimu.co.jp/talk/houjinzei/h230112/h230112.shtml>)

4. 留意点

上記3の雇用促進税制、復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度等との選択適用となっているので、いずれが有利か判断した上で、適用を受ける必要があります。